

重度心身障害者(児)医療費助成について

市では、心身に重い障害のある方の医療費の一部を助成しています。

◆対象者

- 身体障害者手帳 1級、2級所持者
- 療育手帳 ㊤、㊤の1、㊤の2、Aの1、Aの2所持者
- 精神障害者保健福祉手帳 1級所持者

※65歳に達してから新たに手帳を取得した方および生活保護を受給している方は、助成の対象となりません。

※一定所得を超える方は、この制度を利用できないことがあります。

◆助成内容

保険診療の適用となる医療費（保険調剤を含む）

※健康診断料、診断書作成料、入院時のベッド代等は助成の対象となりません。

◆自己負担額

通院1回につき300円、入院1日につき300円、調剤は無料

※市町村民税所得割が非課税世帯の場合は、自己負担はありません。

◆申請方法

障害者手帳、世帯全員の保険証、障害者手帳所持者名義の通帳を持参し、障害福祉課で申請してください。その他、市外からの転入者は市県民税所得課税証明書等が必要になることがあります。

問合せ 障害福祉課 (2階) ☎ (20) 1666 FAX (20) 1610

生理用品を無償で配布しています

◆対象

生理用品を手に入れることが難しい方

◆配布するもの

生理用ナプキン1パック（昼用 羽なし 56個入り）

※中身が見えにくい袋に入れてお渡しします。

◆配布場所

子育て支援課、健康管理課、保健センター、本納支所

※土日・休日を除く

※在庫がなくなり次第終了

◆受取方法

窓口で職員にお声掛けいただくか、下記の受取カードをお見せください。カードは、窓口にも設置してあります。

※個人情報を入力したり、聞いたりすることはありません。

※市公式ウェブサイトからも表示できます。



生理用品 受取カード

Sanitary items

For You

☆この受取カードを窓口でお見せください。

☆声に出さなくても大丈夫です。
お名前・ご住所などお聞きしません。



問合せ 企画政策課 (4階)

☎ (20) 1651 FAX (20) 1603